

令和5年度11月補正予算案等の概要

I 補正予算案について

9月補正予算編成後の状況の変化を踏まえ、早急に対応する必要がある事業について、補正予算措置を講ずる。

1 歳入・歳出補正予算案の概要

(1) 会計別予算額

(単位:億円、%)

会計別	前回までの 累計額	11月補正予算額	11月現計予算額	(参考) 5年度11現/ 4年度11現
一般会計	22,950.32	0.15	22,950.47	94.8
特別会計	22,561.78	—	22,561.78	106.6
企業会計	1,638.85	—	1,638.85	102.5
計	47,150.96	0.15	47,151.11	100.4

(2) 一般会計の財源内訳

(単位:億円)

款別	前回までの 累計額	11月補正予算額	11月現計予算額
県税	13,357.27	0.15	13,357.42
その他	9,593.04	—	9,593.04
計	22,950.32	0.15	22,950.47

(注)計数は、小数点第2位未満切り捨てのため、符合しないことがある。

2 補正予算案の主な内容

○ 元川崎合同庁舎損害賠償請求事件和解金 1,520万円

元川崎合同庁舎において発生した委託警備会社警備員の死亡事案に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所川崎支部からの和解勧告に基づき和解する。

[総務局総務室管理担当課長 電話 045-210-2122]

○ ゼロ県債の設定 (P2～3参照)

【債務負担行為の設定】 期間 令和5年度～令和6年度
限度額(総額) 159億579万円

建設事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和6年度当初予算への計上を予定している建設事業等の一部を前倒しして年度内に発注するため、債務負担行為を設定する。

[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

ゼロ県債の設定

1 目的

建設事業等の年間事業量のより一層の平準化に向けて、令和6年度当初予算への計上を予定している建設事業等の一部を前倒して年度内に発注するため、債務負担行為を設定する。

※ **ゼロ県債**（当該年度の支出が**ゼロ**の**県費**（**債**）債務負担行為）
 翌年度に歳出予算化する県単独の建設事業等を、当該年度の支出は伴わず（支出がゼロ）に前倒して発注するために設定する県費債務負担行為

2 設定額	債務負担行為の総額	159億 579万円（過去最大）
	【内訳】 一般会計	90億 9,808万円
	特別会計	3億 3,025万円
	企業会計	64億 7,744万円

<参考：近年の推移>

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
77.2億円 (319箇所)	95.1億円 (350箇所)	129.2億円 (447箇所)	151.2億円 (484箇所)	159.0億円 (502箇所)

3 ゼロ県債のメリット

(中小企業者への効果)

- ・ 端境期における仕事量の確保
- ・ 年間事業量の平準化（※）
- ・ 資材購入や雇用の早期実施
- ・ 円滑な融資の確保

(地域への効果)

- ・ 災害対策や道路補修、老朽化した水道管の更新など、県民生活に直結する事業に係る効果の早期発現
- ・ 企業活動そのものを活性化させる景気対策上の効果

※ 平準化の取組

- ゼロ県債を積極的に活用し、4月～6月期の工事稼働件数を確保することにより、平準化率の改善に向けた取組を推進
- 全庁的な推進体制として、「施工時期等の平準化推進会議」を設置

(参考) 平準化率の推移

令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 見込	令和6年度 見込
0.67	0.71	0.77	0.82	0.82

$$\text{平準化率} = \frac{\text{4～6月期の月当たり工事平均稼働件数}}{\text{年度全体の月当たり工事平均稼働件数}}$$

問合せ先

(ゼロ県債全般について)

総務局財政部財政課 副課長 内田 電話 045-210-2251

(平準化の取組について)

県土整備局事業管理部県土整備経理課 課長 藤野 電話 045-210-6070

ゼロ県債の設定（令和5年度）

配慮業種	事 項	箇所数	債務負担行為 設定限度額	事業内容 ・ 箇所等
① 建設業 （工事関係）	林道改良事業費 ほか	3	6,793万円	舗装工 相模原市緑区澤井地内 ほか
	道路補修費 ほか	79	27億2,800万円	舗装工 国道129号厚木市関口 ほか
	河川修繕費 ほか	47	12億9,577万円	転落防止柵工 引地川（藤沢市鶴沼海岸五丁目） ほか
	高等学校施設整備工事費 ほか	6	12億7,618万円	耐震補強及び老朽化対策工事、監理業務 市ヶ尾高校校舎（管理棟） ほか
	交通安全施設整備費	36	1億2,000万円	道路標識製作設置工事 相模原警察署管内 ほか
	老朽配水管リフレッシュ事業費 ほか	64	62億9,924万円	基幹管路更新工事 6箇所 配水管改良工事 47箇所 ほか
		235	117億8,713万円	
② 設計 コンサル タント業	道路補修費 ほか	33	4億5,863万円	発注者支援業務 国道1号箱根町芦之湯 ほか
	河川改修事業費 ほか	49	9億1,850万円	河川環境調査 中村川（二宮町川匂） ほか
	高等学校施設整備工事設計 調査費 ほか	3	3,303万円	耐震補強及び老朽化対策工事設計業務 横浜翠嵐高校柔剣道場 ほか
		85	14億1,016万円	
③ 塗装業	交通安全施設整備費 ほか	42	8億1,886万円	道路標示塗装業務 相模原警察署管内 ほか
		42	8億1,886万円	
④ 電気設備業	交通安全施設整備費 ほか	28	5億7,667万円	交通信号機改良等工事 環2駒岡交差点 他13交差点 ほか
		28	5億7,667万円	
⑤ 測量業	河川修繕費 ほか	29	3億2,111万円	定期縦横断測量 大岡川（横浜市港南区最戸一丁目） ほか
		29	3億2,111万円	
⑥ その他	水源林整備事業費 ほか	39	5億5,349万円	森林整備 足柄上郡山北町玄倉 ほか
	河川修繕費 ほか	44	4億3,834万円	除草工 鳩川（相模原市南区新戸） ほか
		83	9億9,184万円	
合 計		502	159億 579万円	

（注） 金額は、万円未満切り捨てのため、符合しないことがある。

II 条例案等について

1 提出予定議案の内訳

区 分	提案件数
条 例 の 制 定	1 件
条 例 の 改 正	16 件
工 事 請 負 契 約 等 の 締 結	6 件
不 動 産 の 処 分 の 変 更	1 件
動 産 の 取 得	1 件
そ の 他	4 件
計	29 件
(参考)11月補正予算	6 件
合 計	35 件

2 主な条例案

【条例の制定等】

○ こども基本法関係2議案(P8参照)

こども基本法の制定に伴い、子ども・若者施策に関する県の既存計画・指針を統合して県のこども計画を策定するに当たり、新たな審議会を設置することから、その組織及び運営に関する事項について定める条例を制定するとともに、関係条例の改正等を行う。

《条例の制定》

① 神奈川県子ども・若者施策審議会条例

《条例の改正》

② 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(※)

※ ②については、新たな審議会を知事の附属機関として位置付ける等の改正を行うほか、附則において関係条例の廃止及び改正を行う。

①[福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課長 電話 045-210-4660]

②[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

3 その他の提出予定議案

【条例の改正】

○ 地方税法第37条の2第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

個人県民税の税額控除の対象となる寄附金を受け入れるNPO法人を新たに指定するなど、所要の改正を行う。

[政策局政策部NPO協働推進課長 電話 045-210-3700]

○ 事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

農地中間管理事業の推進に関する法律の一部改正に伴い、新たに知事の権限とされた農用地利用集積等促進計画の認可等の事務を山北町に移譲するなど、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することに関し、所要の改正を行う。

[政策局自治振興部市町村課長 電話 045-210-3160]

○ 神奈川県局設置条例の一部を改正する条例

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会等の終了に伴い、小規模となったスポーツ局と業務の関連性・親和性が高い国際文化観光局とを統合することで、一定の組織規模を確保し、効果的・一体的に施策を推進するため、文化スポーツ観光局を設置する。

[総務局組織人材部人事課長 電話 045-210-2150]

○ 神奈川県手数料条例の一部を改正する条例

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の施行に伴い、農地の貸付等に際して、租税特別措置法の税制特例の適用を受けるために必要な農用地利用集積等促進計画を認可した旨の公告に関する証明書を交付する手数料を新設するため、所要の改正を行う。

[総務局財政部財政課副課長 電話 045-210-2251]

○ 神奈川県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料条例の一部を改正する条例

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、貯蔵施設等設置完成検査手数料の算定に当たり減額対象となる高圧ガス保安法の完成検査に認定高度保安実施者が行う完成検査を追加するため、所要の改正を行う。

[くらし安全防災局防災部工業保安担当課長 電話 045-210-3470]

○ 医療法施行条例の一部を改正する条例

医療法施行規則の一部改正に伴い、病院の人員等の基準のうち、「栄養士」に関する基準を「栄養士又は管理栄養士」の基準に改める。

[健康医療局保健医療部医療課長 電話 045-210-4860]

○ 占用料等の改定関係8議案

占用料等の額の適正化を図るため、道路法施行令の一部改正等に伴い、所在地区分に応じ、占用料等の額を改定するなど、所要の改正を行う。

① 神奈川県道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例

② 行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部を改正する条例

③ 神奈川県漁港管理条例の一部を改正する条例

④ 神奈川県法定外公共用財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

⑤ 神奈川県都市公園条例の一部を改正する条例

- ⑥ 港湾の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例
- ⑦ 神奈川県流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例
- ⑧ 神奈川県海岸占用料等徴収条例の一部を改正する条例

- ①[県土整備局道路部道路管理課長 電話 045-210-6350]
- ②[総務局財産経営部財産経営課長 電話 045-210-2501]
- ③[環境農政局農水産部水産振興担当課長 電話 045-210-4532]
- ④[県土整備局事業管理部用地課長 電話 045-210-6140]
- ⑤[県土整備局都市部都市公園課長 電話 045-210-6220]
- ⑥⑧[県土整備局河川下水道部防災なぎさ担当課長 電話 045-285-0815]
- ⑦[県土整備局河川下水道部河港課長 電話 045-210-6470]

○ 警察組織に関する条例の一部を改正する条例

津久井警察署の庁舎新築移転に伴い、所要の改正を行う。

[警察本部警務部警務課企画室副室長 電話 045-211-1212 内線2691]

【工事請負契約等の締結】

	名 称	工事の場所	請負(委託)契約者	請負(委託)契約金額
①	平塚保健福祉事務所秦野センター新築工事(建築-第1工区)請負契約	秦 野 市 寿 町 2240番3	株式会社エス・ケイ・ デイ	6億3,219万7,940円
②	一般国道134号花水川橋架替(仮橋)工事請負契約	平塚市虹ヶ浜 ~唐ヶ原地内	池田建設・関東緑地土 木特定建設工事共同企 業体	8億3,922万3,000円
③	県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事(1期-建築-第1工区)請負契約	横須賀市鴨居 2-80	小俣・サカクラ特定建 設工事共同企業体	11億2,100万3,400円
④	県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事(1期-建築-第2工区)請負契約	横須賀市鴨居 2-80	紅梅・昭和特定建設工 事共同企業体	7億9,577万6,740円
⑤	県営浦賀かもめ団地公営住宅新築工事(1期-建築-第3工区)請負契約	横須賀市鴨居 2-80	松浦・今井特定建設工 事共同企業体	9億1,527万6,120円
⑥	浦島合同庁舎(仮称)整備事業委託契約	横浜市神奈川 区浦島丘4	戸田・紅梅特定建設工 事共同企業体	29億7,594万円

- ①[健康医療局総務室管理担当課長 電話 045-210-4611]
- ②[県土整備局道路部道路整備課長 電話 045-210-6420]
- ③④⑤[県土整備局建築住宅部公共住宅課長 電話 045-210-6533]
- ⑥[産業労働局総務室管理担当課長 電話 045-210-5512]

【不動産の処分の変更】

○ 不動産の処分の変更について(旧七沢リハビリテーション病院脳血管センター)

医療法人社団葵会への旧七沢リハビリテーション病院脳血管センターの移譲に当たり締結した県有財産売買契約において契約効力発生の停止条件としている土地の整理業務の実施等に伴い、土地の譲渡面積等に変更が生じたため、土地に関する事項等を変更する。

[健康医療局県立病院課長 電話 045-210-5040]

【動産の取得】

○ 多目的運搬車Ⅱ型の購入について

遺体搬送専用車両として、多目的運搬車Ⅱ型を購入する。

品目	数量	契約者名	契約金額
多目的運搬車Ⅱ型	22台	日産プリンス神奈川販売株式会社	1億5,790万930円

[警察本部総務部装備課課長代理 電話 045-211-1212 内線2311]

【その他】

○ 訴訟の提起について

所在不明のため民事訴訟法第383条の規定に基づく支払督促の申立てができない債務者に対し、新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金の返還請求に係る訴訟を提起する。

[産業労働局中小企業部事業者支援担当課長 電話 045-285-0648]

○ 和解について

元川崎合同庁舎において発生した委託警備会社警備員の死亡事案に伴う損害賠償請求事件について、民事訴訟法第89条による横浜地方裁判所川崎支部からの和解勧告に基づき和解する。

[総務局総務室管理担当課長 電話 045-210-2122]

○ 当せん金付証票の発売について

当せん金付証票法第4条第1項の規定により、令和6年度における宝くじの発売限度額を定める。(令和6年度発売総額250億円以内)

[総務局財政部資金調査担当課長 電話 045-210-2290]

○ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の中期目標について、令和6年度を初年度とする第二期中期目標を定める。

[健康医療局保健医療部保健医療人材担当課長 電話 045-210-4742]

こども基本法関係 2 議案の概要

1 目的

こども基本法の制定に伴い、子ども・若者施策に関する県の既存計画・指針を統合して県のこども計画を策定するに当たり、新たな審議会を設置することから、その組織及び運営に関する事項について定める条例を制定するとともに、関係条例の改正等を行う。

2 内容

(1) 神奈川県子ども・若者施策審議会条例

神奈川県子ども・若者施策審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

ア 委員の構成

子ども・若者、子どもの保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・若者施策に関する事業に従事する者、子ども・若者施策に関し学識経験を有する者、神奈川県議会議員及び関係行政機関の職員のうちから知事が委嘱し、又は任命する。

イ 委員の任期

(ア) 任期は、2年とする。

(イ) 委員は、再任されることができる。

ウ その他

会長及び副会長を置くほか、専門の事項を調査審議するため、専門委員及び部会を置くことができる。

(2) 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

「神奈川県子ども・若者施策審議会」を知事の附属機関として設置するとともに、子ども・若者施策に関する事項を調査審議する「神奈川県子ども・子育て会議」及び「神奈川県青少年問題協議会」の規定を削除するほか、附則において関係条例の廃止及び改正を行う。

【附属機関等の再編のイメージ】

区分	附属機関等名称 (審議対象の計画・指針)		区分	附属機関等名称 (審議対象の計画)
附属 機関	神奈川県子ども・子育て会議 (かながわ子どもみらいプラン)	➔	附属 機関	神奈川県子ども・若者施策 審議会 (新たな県のこども計画)
	神奈川県青少年問題協議会 (かながわ子ども・若者支援指針)			
懇話 会等	かながわ子ども支援協議会 (神奈川県子どもの貧困対策推進計画)			

3 施行期日

令和6年3月1日

問合せ先 2 (1) について 福祉子どもみらい局子どもみらい部次世代育成課 課長 深石 電話 045-210-4660 2 (2) について 総務局組織人材部人事課 課長 竜江 電話 045-210-2150

問合せ先

I 補正予算案について

神奈川県総務局財政部財政課

副課長 内田 電話 045-210-2251

予算編成グループ 稲田 電話 045-210-2262

II 条例案等について

神奈川県政策局総務室

企画調整担当課長 小泉 電話 045-210-3012

企画調整第一グループ 石井 電話 045-210-3022